

令和 7 年 8 月 21 日

港湾局参事官（技術監理・情報化）室

**（一財）沿岸技術研究センター、（一社）寒地港湾空港技術研究
センターに対する登録更新の伝達式を行います
～港湾の施設の基準適合性を確認する機関の登録更新～**

（一財）沿岸技術研究センター及び（一社）寒地港湾空港技術研究センターの登録確認機関（港湾の施設が技術基準に適合していることを確認する機関）に係る登録を令和 7 年 8 月 21 日に更新しました。

同年 8 月 25 日に、登録更新に関する伝達式を執り行い、国土交通省港湾局長より両センター代表に登録更新通知書を手交します。

港湾の施設のうち、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものについては、港湾法第 56 条の 2 の 2 第 3 項に基づき、登録確認機関による技術基準への適合性の確認を受けることとされています。

現在、（一財）沿岸技術研究センターと（一社）寒地港湾空港技術研究センターの 2 者が登録確認機関として国土交通大臣の登録を受けています。本登録は、令和 7 年 8 月 21 日に有効期間の 3 年を迎えることから、両センターより登録の更新申請があり、申請内容が適切であると認められたため、同年 8 月 21 日に登録を更新したところです。

この度、登録更新に係る伝達式を下記のとおり執り行います。

記

1. 日 時：令和 7 年 8 月 25 日（月）11:00
2. 場 所：国土交通省 港湾局長室（中央合同庁舎 3 号館 8 階）
3. 登録更新者：一般財団法人 沿岸技術研究センター
（初回登録日：平成 19 年 8 月 24 日、前回更新日：令和 4 年 8 月 22 日）
一般社団法人 寒地港湾空港技術研究センター
（初回登録日：平成 19 年 12 月 26 日、前回更新日：令和 4 年 8 月 22 日）

4. そ の 他：

取材・撮影をご希望される方は、メール本文にて【社名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、出席者名】を記載の上、8 月 22 日（金）15 時までにお申し込み下さい。また、取材当日は、10 時 50 分までに中央合同庁舎 3 号館 8 階エレベーターホールにお集まりください。

【申込み先】hqt-port25ts@gxb.mlit.go.jp

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

【問い合わせ先】

港湾局参事官（技術監理・情報化）室 小林、村上

TEL:03-5253-8111（内線:46613、46632）、03-5253-8681（直通）